

#### 議事要旨(4)一括取得型による自社株式取得取引 (ASR取引) に関する会計処理の検討

冒頭、小賀坂副委員長より、一括取得型による自社株式取得取引 (ASR 取引) について日本版 ASR 取引 (以下「本スキーム」という。) に関する会計処理の検討についての審議を行う旨が説明され、その後、前田ディレクターより審議資料に基づき詳細な説明がなされた。

説明に対する委員からの主なコメントと、それらに対する事務局からの回答は次のとおりである。

- ある委員より、次のコメントがあった。
  - 法律上で自己株式の取得が完了するときに、自己株式の取得の会計処理を行い、その後の取引については別個の取引として捉えることが自然である。
  - 提案されている日本版 ASR 取引における現金決済契約はデリバティブに該当し、株主との取引ではないことから、資本取引ではなく損益取引と考える。
  - 現金決済契約と新株予約権について、プットオプションとコールオプションを相互に交換する方法 (パターン 1) と現金の受払いを擬制する方法 (パターン 2) が示されている。プットオプションとコールオプションが必ずしも同額にならないこと及び各取引を別個の取引として捉えることを勘案すると、後者のパターン 2 を前提に検討することが考えられる。
  - 本スキームにおける新株予約権をコールオプションとして捉える場合には、事務局の整理どおりになると考えられる。一方、証券会社側のコールオプションに対して企業側がプットオプションを有していることを勘案し、新株予約権を発行するまでの間をデリバティブとして捉えることはできないか。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 仮に新株予約権を発行するまでの間をデリバティブとして捉える場合には、貸借対照表上は負債として扱うことが考えられるが、現行の会計基準等の関係からはそうした整理が困難ではないか。
- ある委員より、次のコメントがあった。
  - 通常の自己株式の取得において取得枠のみ公表する場合、取得時期や取得株式数に不確実性が伴うことが問題になるケースがあるが、本スキームでは、当該不確実性が伴わないという点で有意義な取引であり、発行主体、投資家及び資本市場全体においてメリットがあるものとする。したがって、会計上の取扱いが不明確であるという理由で、当該取引が日本で普及しないという事態は避けたい。
  - 本スキームは、取得価額が事後的に決定される自己株式の取得取引と捉えることが考えられるが、この場合の懸念点として、法的な取扱いと会計上の取扱いが整合しないことが挙げられている。しかし、例えばリース取引など、経済実態に重点をお

いて会計処理が定められているケースは少なくない。

- ▶ 現金決済契約や新株予約権がデリバティブとして別途に価格が設定されて流通するのであれば、各取引を別個の取引として捉えることが考えられるが、本スキームにおいては自社株買いをコミットしたうえで実行し、その後の市場の変化を取得価額に反映させるため事後的に調整するという経済実態であることから、その実態に即した会計処理を考えることが必要なのではないか。
- ▶ また、仮に各取引を別個の取引として捉える場合には、例えば自社の株式の株価が下がることに伴い利益が生じる点などは投資家をミスリードすることになるのではないか。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- ▶ 会計処理は、一般的に、経済実態を優先して定めており、必ずしも法的な取扱いに合わせる必要はないと考えている。一方、本スキームにおいて想定している自己株式及び新株予約権は会社法上様々な論点があることから、会社法と異なる取扱いを定める場合には慎重にと考えている。
- ある委員より、次のコメントがあった。
- ▶ 本スキーム全体を 1 つの取引と見る場合、自社の株式を対象とした先渡契約と捉える考え方は、当初の自社の株式を取得する段階で配当規制がかからないため、採用が難しいと考える。
  - ▶ 取得価額が事後的に決定される自己株式の取得取引と捉える考え方では、平均株価が当初株価を下回るときに、現金決済により自己株式を減少させる考え方を示しているが、会社法上、自己株式が減少する場合は、自己株式の処分又は消却のみ定められており、その点について懸念がある。

以 上